



「生涯活躍のまち」構想の実現に向けて

平成28年3月11日

文部科学省
生涯学習政策局
高等教育局

「生涯活躍のまち」構想の実現において生涯学習に期待される役割

構想の基本コンセプト

(7つの基本コンセプト)

(2)「健康でアクティブな生活」の実現

健康な段階からの入居を基本とし、高齢者が、健康づくりとともに、就労や生涯学習など社会活動への参加等により、健康でアクティブに生活することを目指す。このため、課題解決型のプランではなく、シニアライフを通じて何がしたいか、どのような人生を送りたいかという「目標志向型」の「生涯活躍プラン」を策定し、PDCAサイクルにより実現を図る。

構想の具体像

(3)サービスの提供

<選択項目>

②就労・社会参加支援サービス等

地域によって、高齢者のニーズに応じた就労機会の提供、地域の子育て支援、地域と学校が連携・協働した取組による学習などの支援、地域おこし、環境改善など様々な地域課題に関する活動への参加、地域の大学、図書館や博物館などの社会教育施設等との連携による生涯学習の機会提供など、多様な支援サービスの提供が考えられます。

「生涯活躍のまち」構想の実現において大学等の教育機関に期待される役割

○ 「生涯活躍のまち」構想においては、高齢者が今までの人生で得られた教養や経験を活かし、地域の学校において子どもにその知識・技能を伝えたり、生涯学習や学び直しを通じて社会参加を図るなど、地域の教育機関における活躍の場・学びの場を通じて「健康でアクティブな生活」を実現することなどが考えられる。

高齢者による地域活性化促進事業

(前年度予算額 3,505千円)
28年度予算額(案) 3,154千円

高齢社会の現状

■ 進む高齢化と地域で孤立化する高齢者

- 高齢化の推移(総人口に占める65歳以上の人口)
6.3%(S40) → 26.0%(H26) → 39.9%(H72推計)
- 一人暮らし高齢者の動向(65歳以上)
男性 4.3%(S55) → 11.1%(H22) → 16.3%(H47推計)
女性 11.2%(S55) → 20.3%(H22) → 23.4%(H47推計)
- 近所づきあいの程度(60歳以上)
親しくつきあっている 64.4%(S63) → 51.0%(H22)

□ 進む高齢者の社会参加と急がれる受入体制の整備

- グループ活動に参加している高齢者(60歳以上)
42.3%(H5) → 61.0%(H25)
- 放送大学在学者の高齢者割合(60歳以上)
12.0%(H15) → 23.3%(H26)
- 高齢者が生涯学習を行っていない理由(60~69歳)(H24)
きっかけがつかめない 20.9% 一緒に学習や活動をする仲間がいない 13.6%
必要な情報がなかなか入手できない 9.2%



男女とも平均寿命80歳越え

(平成27年度版 高齢社会白書)

事業の必要性

- 今後生じてくる様々な地域の課題を解決していくためには、多くの高齢者がより一層元気に、様々な場面で活躍できる社会であることが重要。
- 高齢化率が高まる我が国において、生涯現役社会を生きる高齢者が地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を十分に生かしながら、自主的かつ継続的に活躍できる環境の整備が必要。

- 過去3年に渡り実施してきた施策の成果から浮かび上がった意見として、きっかけがつかめず活動に参加できていない高齢者と運営方法にジレンマを感じている団体とをサポートするための成功事例とチャレンジ事例の提供及び、関係者間のマッチングの機会の創出が求められており、そのためのフォーラムの開催が必要。

フォーラムの開催

地方自治体担当者や高齢者の学習・社会参加に関わる団体関係者に加え、大学、企業等の参画によるフォーラムを開催し、放課後子供教室等の地域による子育て支援に関する情報共有、アクティブ・シニアのネットワークづくり、図書館など社会教育施設における起業支援等、先導的な取組事例を紹介するとともに、パネルディスカッションやグループ討議等を実施。

→ ノウハウの波及、関係者間のネットワークづくり



学びを通じた高齢者の主体的な地域活動への参画の促進により、
多世代との共助による地域の活性化を目指す。

【まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)】

若者、高齢者、障害者が活躍できる「全員参加の社会」の実現に向け、(略)「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進、障害特性に応じた就労支援の等を行う。

【経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)】

生涯現役社会の実現に向けた高齢者の就労等の支援、(略)文化芸術活動の振興などその社会参加の支援等に取り組む。

放課後子供教室

～放課後子ども総合プランの推進～

(前年度予算額 5,079百万円の内数)

平成28年度予算額(案):5,246百万円の内数

学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部で実施

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

女性の活躍推進のためには、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策に取り組むことが必要

放課後子供教室

(文部科学省)

放課後児童クラブ

(厚生労働省)

『放課後子ども総合プラン』

として、実施 (H26.7月策定)

地域コーディネーター

双方で情報共有

〈学校区毎の協議会などで取組を促進〉

放課後児童クラブ支援員

連携協力

取組の企画、担い手確保、全体調整
放課後児童クラブに登録している児童の参加を促進

放課後児童クラブに参加している子供が
放課後子供教室の共通プログラムに参加

教育活動推進員
教育活動サポーター

(学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理)

特別支援サポーター

(特に配慮が必要な子供たちへの支援)

多様なプログラムの提供

【共通のプログラム】

- 室内での活動
 - ・学習支援(宿題の指導、予習・復習、補充学習等)
 - ・多様な体験プログラム(実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室等)
- 校庭・体育館での活動
 - ・スポーツ活動(野球、サッカー、一輪車)など

参画

大学生・企業OB、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材

特別支援学級の介助員、ホームヘルパー有資格者、障害者施設実務経験者など

小学校など

- ・余裕教室等の利用促進
- ・学校敷地内の専用施設を利用
- ・体育館などの一時利用の促進

平成31年度末までの目標数

【H28年度】
15,500か所

【H27年度】
14,000か所

【H31年度】
20,000か所
約半数は放課後児童クラブと一体型

- ① 全ての子供たちを対象とした学習支援・プログラムの充実
- ② 一体型または連携型の放課後児童クラブ・放課後子供教室を計画的に整備(一体型の取組を推進)

「生涯活躍のまち」構想の実現において大学等の教育機関に期待される役割

○「生涯活躍のまち」構想においては、高齢者が今までの人生で得られた教養や経験を活かし、地域の学校において子どもにその知識・技能を伝えたり、生涯学習や学び直しを通じて社会参加を図るなど、地域の教育機関における活躍の場・学びの場を通じて「健康でアクティブな生活」を実現することなどが考えられる。

○特に、大学においては、生涯学習・学び直しの機会の提供や、大学の人材・知見・研究成果等の活用などの役割が期待される。具体的には、高齢者を主な対象とした公開講座の実施や地域医療・介護サービスの高度化に必要な人材の輩出、大学の人材・知見・研究成果等を活用した地方自治体等への助言・協力などについて、地域の実情等に応じて、大学が地方自治体や事業主体と積極的に連携していくことが求められる。

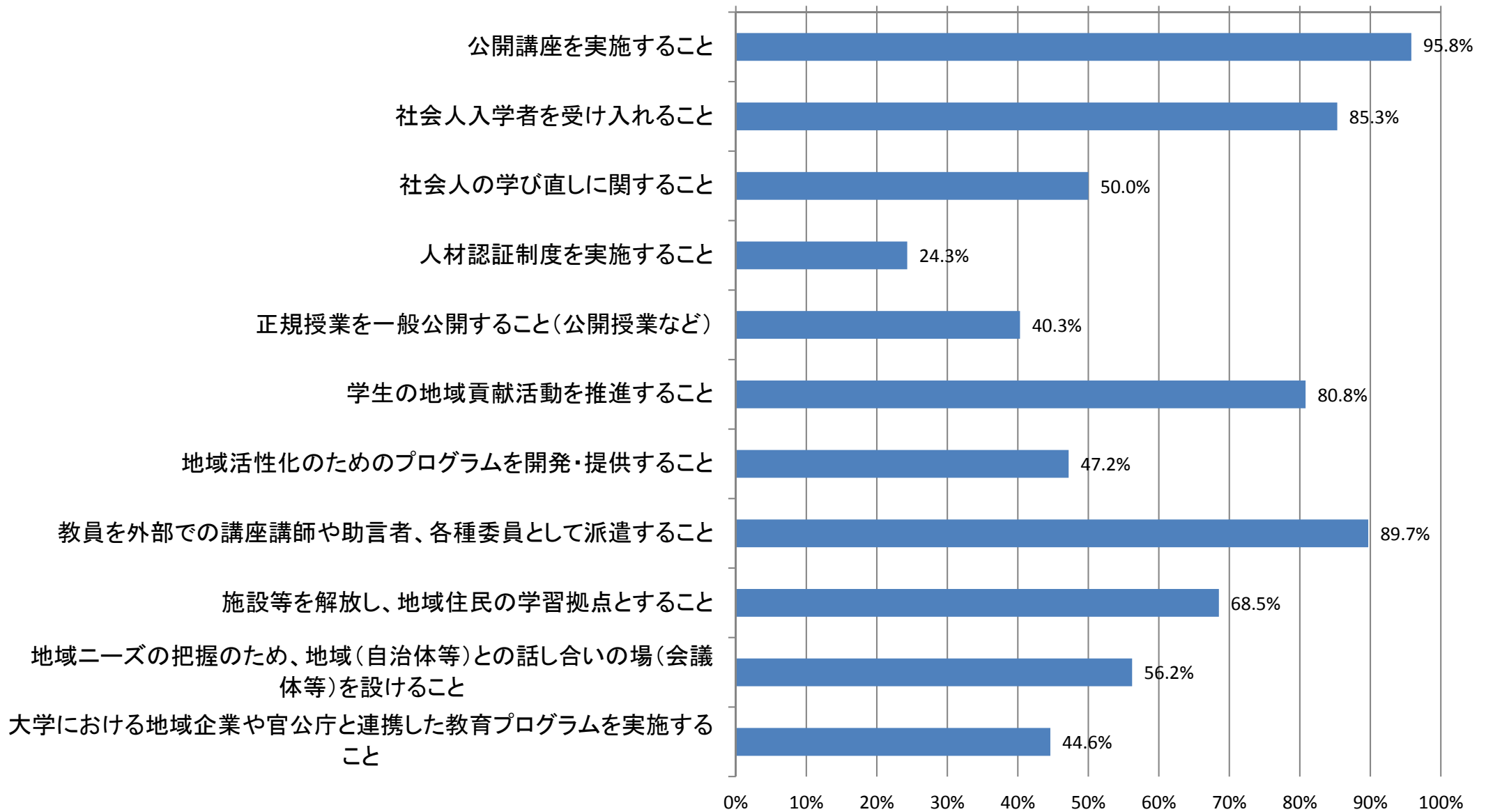
○また、大学が自らの土地等を活用し、「生涯活躍のまち」構想に関する事業を実施することについても、教育研究活動（公開講座等を含む）やその成果の普及・活用促進、教職員や学生等への福利厚生を目的としたものであれば実施可能であり、大学が主体となって取り組むことも可能である。

○高齢者の「健康でアクティブな生活」を実現する観点からは、大学等の教育機関に期待される役割は大きい。特に、多くの大学が主体的・積極的に「生涯活躍のまち」構想に関する事業を実施し、または地方自治体等と連携して取り組めるよう、国は、大学に対して「生涯活躍のまち」構想の周知を図ることが必要である。

※「生涯活躍のまち」構想（最終報告）より抜粋

⇒「生涯活躍のまち」構想（最終報告）のとりまとめを受け、文部科学省において、各大学に対し、「生涯活躍のまち」構想の周知を実施

地域社会に対する大学の貢献の取組状況



※人材認証制度:一定の学習や活動を経た人材の能力、経験等を客観的に証明するような仕組み。例えば、〇〇支援士、〇〇学習士、〇〇コーディネーター、〇〇マイスター等の称号・呼称の付与のほか、講座受講による修了証の交付等の仕組みまで広く対象とする。ただし、法令に根拠のある資格やある時点における知識・技能の到達度だけを認定する検定試験は含まない。

大学等における履修証明 (certificate) 制度の概要

趣旨

教育基本法第7条及び学校教育法第83条の規定により、教育研究成果の社会への提供が大学の基本的役割として位置付けられたことや、中教審答申の提言等を踏まえ、平成19年の学校教育法改正により、履修証明の制度上の位置付けを明確化。

これにより、各大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校）における社会人等に対する多様なニーズに応じた体系的な教育、学習機会の提供を促進。

制度の概要

- **対象者**：社会人（当該大学の学生等の履修を排除するものではない）
- **内容**：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラム
- **期間**：目的・内容に応じ、総時間数120時間以上で各大学等において設定
- **証明書**：プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した履修証明書を交付
- **質保証**：プログラムの内容等を公表するとともに、各大学等においてその質を保証するための仕組みを確保
※学生を対象とした学位プログラムとは異なり、単位や学位が授与されるものではない。

教育や研究に加え、大学の「第三の使命」としてのより直接的な**社会貢献**



学生や科目等履修生が履修した場合、**単位認定が可能。**

学位プログラム
学生向けに4年で124単位以上→**学位**

授業科目
授業科目

履修証明プログラム

社会人向けに120時間以上→**履修証明書**

体系的に編成

講習
講習

講習
授業科目

※講習には公開講座を含めることも差し支えない。

生涯学習を目的とする履修証明プログラムの例

立教大学「立教セカンドステージ大学」

- 50歳以上のシニアのために、人文学的教養の修得を基礎とし、「学び直し」と「再チャレンジ」のサポート。
- 立教建学の精神に基づきリベラルアーツ（教養教育）の重視と、学外からも高い評価を得ている全学共通カリキュラムや先駆的な社会人大学院で培った経験を踏まえ、シニアの人たちがセカンドステージの生き方を自らデザインする、というコンセプトが設計の原点。
- 単に市民に大学を開放するだけでなく、シニアの人たちが集い、人と人のネットワーク、地域や社会とのネットワークを形成し、仕事や多様な社会参加の担い手として、セカンドステージに踏み出すための新しいキャンパスの創造と位置付けている。



園田学園女子大学「シニア専修コース」

- 公開講座の発展型である3年制の専門コース。
- 文学歴史学科、国際文化学科、情報学科に分かれ、専門的な内容まで幅広く学ぶ。
- 卒業後は研究生として、興味のある科目を継続して学ぶことも可能。

大学とCCRCの関わり方について

	<h2>国立大学</h2> <p>設置主体: 国立大学法人</p>	<h2>公立大学</h2> <p>設置主体: 公立大学法人 もしくは地方公共団体</p>	<h2>私立大学</h2> <p>設置主体: 学校法人</p>
<p>CCRC構想実現に向けた大学の協力について</p>	<p>○現行制度においても、各大学の判断により実施可能。 (例)・高齢者を主な対象とした公開講座の実施 ・地域医療、介護サービスの高度化に必要な人材の輩出 ・大学の人材、知見、研究成果等を活用した自治体等への助言、協力 など</p>		
<p>大学が自らの土地等を活用し、CCRCに関する事業を実施することについて</p>	<p>○教育研究活動(公開講座等を含む)やその成果の普及・活用促進、教職員や学生等への福利厚生を目的としたものであれば、各大学の判断により実施可能</p> <p>○上記以外の特例を認める場合にはCCRCに取り組もうとする大学からの具体的な要望を踏まえつつ、検討が必要。</p>	<p>○上記以外の特例を認める場合にはCCRCに取り組もうとする大学からの具体的な要望を踏まえつつ、検討が必要。</p>	<p>○収益事業として所轄庁の認可を受けることで、私立大学の教育に支障のない範囲で、その収益を私立大学の経営に充てるため、自らが医療・介護施設を設置・運営することや不動産業として自らが所有する土地を他法人に賃貸することも可能。</p>

大学法人の業務の範囲

◎国立大学法人の業務の範囲について

- ・国立大学法人については、国立大学法人法第22条第1項に規定される業務の範囲内において、「生涯活躍のまち」に関する事業者と連携して行う取組に関し、その実施に係る経費の一部を支出することは可能です。
- ・また、例えば、国立大学において医療・介護施設を設置することや、社会福祉法人や医療法人等に土地を賃貸することなどについては、その大学の教育研究活動に必要とされるものである、学生等の心身の健康等に関する相談その他の援助を目的としたものであるなど、国立大学法人の業務の範囲内と整理される場合には、行うことができます。

◎公立大学法人の業務の範囲について

- ・公立大学法人においては、地方独立行政法人法第21条第2号・第6号に規定される業務の範囲内において、「生涯活躍のまち」に関する事業者と連携して行う取組に関し、その実施に係る経費の一部を支出することは可能です。
- ・また、例えば、公立大学において医療・介護施設を設置することや、社会福祉法人や医療法人等に土地を賃貸することなどについては、その大学の教育研究活動に必要とされるものである、教職員や学生の福利厚生を目的としたものであるなど、公立大学法人の業務の範囲内と整理される場合には、行うことができます。

◎私立大学を設置する学校法人の業務の範囲について

- ・私立大学においては、その大学を設置する学校法人が、私立学校法第26条に基づく収益事業として所轄庁の認可を受けた場合には、私立大学の教育に支障のない範囲で教育研究を目的としない活動についても実施することができます。そのため、その範囲内において、私立大学が、地域のコミュニティづくり・まちづくりの中心となって取組を進めることや、自らが医療・介護施設を設置・運営すること、不動産業として自らが所有する土地を社会福祉法人や医療法人に賃貸することも可能です。
- ・また、私立大学は、収益を目的とせず、大学の教育研究活動と密接に関連を有する事業(付随事業)であれば、所轄庁の認可を要することなく行うことができます。
- ・さらに、私立大学における教育研究活動に資するものであって、教育に支障のない範囲であれば、「生涯活躍のまち」に関する事業者に対して出資することもできます。

※「生涯活躍のまち」構想に関する手引き(第2版)より抜粋